

一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可証

住 所 鳥取県倉吉市福庭町1丁目288番地
法 人 名 株式会社 エバークリーン
氏 名 代表取締役 藤井 武親
(代表者)

令和2年2月27日付で申請のあった一般廃棄物の収集・運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに北栄町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和2年3月2日

北栄町長 松本 昭夫



記

- 1 事業の種類 一般廃棄物の収集及び運搬
- 2 事業の区域 北栄町内
- 3 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
- 4 許可の期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日
- 5 許可の条件
 - (1) 搬入については、搬入先の指示に従うこと。
 - (2) 委託・許可分の混載及び、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの混載及び、市町間の混載はしないこと。
 - (3) 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。
 - (4) 従業員等、申請内容に変更のあった場合は速やかに変更申請を行うこと。
 - (5) 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消すものとする。